

Title	先進国の治安政策と「人間の安全保障」：EU司法・内務政策を巡る考察
Sub Title	
Author	中林, 啓修(Nakabayashi, Hironobu)
Publisher	慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科
Publication year	2004
Jtitle	総合政策学ワーキングペーパーシリーズ (Policy and governance working paper series). No.53
JaLC DOI	
Abstract	国際的な人の移動の増加によって特徴付けられる今日のグローバリゼーション下において、先進諸国では移民の増加が社会不安の増大を招くことへの不安が存在している。特にテロリズムや組織犯罪の脅威が取りざたされている今日において、先進国は移民の人権と社会一般の安全という人々の身体的生存に関わる究極的な価値観のバランス取りを迫られているように見える。本論文では、従来の開発の文脈にとらわれることなく「人間の安全保障」概念が先進国社会において果たす役割を、欧州連合をケースとしながら考察した。この一連の考察によって、本論文では「人間の安全保障」概念が先進国の政策意思決定および政策分析における指標として機能しうる可能性を示した。
Notes	21世紀COEプログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」
Genre	Technical Report
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA76859882-00000053-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

先進国の治安政策と「人間の安全保障」

— EU 司法・内務政策を巡る考察 —

中林啓修 *

2004 年 9 月

21 世紀 COE プログラム

「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点」

慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

本ワーキングペーパーは、近刊予定の『EU 政策統合のフロントライン』（香川敏幸編著、慶應義塾大学出版会）に収録されている「司法・内務分野における政策変遷と社会統合」（中林啓修）を基礎としつつ、「人間の安全保障」という観点から大幅に改稿したものである。本ワーキングペーパーをまとめるにあたっては博士論文の主査でもある香川敏幸教授、同じく副査をお願いしている奥田敦助教授、法政大学社会学部の羽場久子教授から常に暖かい励ましと厳しいご指導を頂いた。また同じ COE プログラムに所属する研究員の皆さんとの日々の交流が「人間の安全保障」という観点から自身の研究を見直す重要な契機となった。記して心よりの感謝とさせていただきたい。

* 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科後期博士課程（COE 研究員）（compacts@sfc.keio.ac.jp）

先進国の治安政策と「人間の安全保障」

— EU 司法・内務政策を巡る考察 —

中林啓修

【概要】

国際的な人の移動の増加によって特徴付けられる今日のグローバリゼーション下において、先進諸国では移民の増加が社会不安の増大を招くことへの不安が存在している。特にテロリズムや組織犯罪の脅威が取りざたされている今日において、先進国は移民の人権と社会一般の安全という人々の身体的な生存に関わる究極的な価値観のバランス取りを迫られているように見える。本論文では、従来の開発の文脈にとらわれることなく「人間の安全保障」概念が先進国社会において果たす役割を、欧州連合をケースとしながら考察した。この一連の考察によって、本論文では「人間の安全保障」概念が先進国の政策意思決定および政策分析における指標として機能しうる可能性を示した。

キーワード：「人間の安全保障」、EU、司法・内務政策、マルチレベルガバナンス

はじめに

今日のグローバリゼーションが「人・物・金の国際移動」の増加を伴っているという指摘は一般論として広く受け入れられている。これに関して、豊かさや生存を求めた途上国からの国際的な人の移動を過度に制限することは人道的見地から望ましくないとされる一方で、受け入れ側である先進諸国では移民の増加が社会不安の増大を招くことへの不安が存在している。特に、テロリズムや組織犯罪の脅威が取りざたされている今日において、社会は移民の人権と社会一般の安全という人々の身体的な生存に関わる究極的な価値観のバランス取りを迫られているように見える。

本論文は、このような「移民か、社会か」といった問いに対する疑問から出発する。それは、人の国際移動に伴い生じる社会的摩擦については、移動する側も移入者を受け入れる側も共に加害者にも被害者にもなりうると考えるからである。その上で、本論文は、欧州連合（European Union：以下 EU と略す）をケースとして、先進諸国の社会において、国際移動を巡る多様な人間集団の利益を調和的に追求する可能性を、治安を巡る政策の側面から考察していくことを目的とする。

以下、本論文の構成を説明する。まず第 1 章では、上記のような本論文の問題関心の整理を試み、本研究の主要な対象である EU の司法内務政策に関する先行研究との比較を通じて本論文の意義と研究課題を改めて指摘する。第 2 章と第 3 章では本論文の中心的な議題となる司法・内務政策についてその形勢と変遷を、マーストリヒト条約による EU 化の前後に分けて概観する。第 4 章では第 2 章、第 3 章で取りあげた政策を事例に第 1 章の最後で提示した研究課題について考察を加える。最後に終章では、第 4 章での考察に基づいた若干の提言を試みる。

1 問題関心

1-1 国際移動と人々の危機

<国際移動を巡る人の区分>

人が国際移動を行うとき、そこには「移動する人々」と「受け入れる人々」という区分が生じる。「移動する人々」は移動の動機から移民、難民、亡命者等、更に細かく区分されていく。この細分化は、「受け入れる人々」が「誰」を「なぜ」受け入れるのかを決定する上で、すなわち「移動する人々」を選別する上で、重要な意味を持つ。そして、こうした選別が制度にそって行われるが故にこれらの区分もまた多くが制度的に規定されたものである。

一方「受け入れる人々」については、「移動する人々」を「受け入れる」のが一般には国家であることから、一義的には「受け入れる人々」＝「国民」という等式が成り立つ。しかし、アメリカなどに顕著に見られるように、「移動する人々」に時系列的な階層性が生じているような場合、すなわち「移動する人々」の一部が「移動した人々」として地域に定着しているようなとき、「受け入れる人々」＝「国民」＋「移動した人々」となる¹⁾。しかも、多くの場合「移動する人々」がすぐに「移動した人々」になるわけではない。国境を越えた「移動する人々」にはヴィザの発給や各種の審査結果を

待つという制度上の待機期間があり、移入者である彼らが言語や生活習慣などの日常生活の面で地域に定着するまでには更に長い時間が必要となるのが一般的である。

<人々の危機感>

一般に、外国からの人の流入は受入国の人々に対して大きく2通りの不安や危機感を与える。すなわち、異なった文化的背景や習慣を持った人々が移入することで自分たちの文化や習慣が破壊されるのではといった危機感と、失業や治安悪化など、生存そのものに関する不安である。本論文ではより今日的かつ切実な問題として後者、特に直接的な暴力が常につきまとう治安の問題を中心に議論を進める。

表1 移民と犯罪の結びつきを懸念する世論の割合（単位は%）

	1988 年 10-11 月	1994 年 06-07 月		1988 年 10-11 月	1994 年 06-07 月
フランス	22.4	62.1	デンマーク	18.1	58.8
ベルギー	23.9	68.4	アイルランド	2.7	7.7
オランダ	10.2	53.4	イギリス	15.9	31.5
ドイツ	11.0	62.3	ギリシャ	26.0	73.9
イタリア	13.7	53.6	スペイン	9.3	40.1
ルクセンブルク	12.7	32.2	ポルトガル	9.6	36.4

Turnbull Penelope and W.Sandholtz (2001) pp.207 より作成

H.J. アルブレヒト (Hans-Jörg Albrecht) によれば、移民はしばしば「侵略者」(invader) としてイメージされ、故に彼らから社会を守ることは必要かつ正当な行為とみなされてきた²⁾。表1はこうした発想がいまだ根強いことを示している。

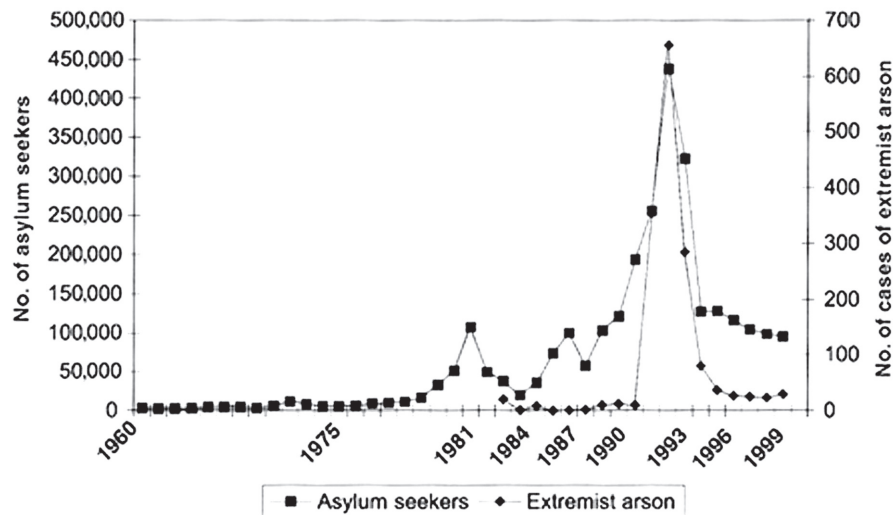
しかし、同時にアルブレヒトはヨーロッパにおいて、移民＝侵略者という図式が極右グループなどに利用され、外国からの移入者に対する暴力が激化したことや、こうした移入者自身が、これら移民に向けられた暴力を外部に向かって発信していく力を得たことによって状況が変化していることも指摘している³⁾。すなわち、表2が示すように、移入者もまた移民であるが故に被るであろう様々な危

1) 今日のEUの場合、後述するシェンゲン・アキをオプトアウトしている国を除いてこの「受け入れる人々」を構成する要素は更に複雑である。EUでは一度域外から越境してきたのであれば域内の自由な移動が保障されているため、ここでは「受け入れる人々」は「国民」+「移動した人々」+「域内の他国から流入してきた人々」となる。

2) Albrecht Hans-Jörg. (2002) p.165

険にたいする不安や危機感を抱いているのである。

表2 亡命者数と極右による放火発生件数



Albrecht Hans-Jörg. (2002) p.168 より引用

以上の点から、人の国際移動を巡って人々が直面している治安上の危機感の具体的な輪郭が明らかになってくる。すなわち、移入者と受入国国民はこの問題に関して、互いに被害者にも加害者にもなりうるということ。そして、受入国国民が持つ日常的な不安や危機感は直接的には国外の「移動する人々」ではなく、既に入国した人々に向けられていること。それ故この問題は、「受け入れる人々」の社会内部における「国民」と移入者との問題であるということが指摘できる。

1-2 「人間の安全保障」概念

前節の最後で指摘したように、人の国際移動を巡る治安上の危機について、少なくとも今日のヨーロッパにおいては受け入れ国の国民と移入者とが互いに加害者にも被害者にもなっている以上、彼らの安全の問題を二者択一式に取り上げていったのでは真の問題解決にはならない。しかし、前節でのアルブレヒトの指摘にあるように、旧来の概念では「移民対国民」という構図が強いため、本論文が考察を進めていくためには受入国国民と移入者とを水平的に扱う新しい概念装置が必要となる。そこで本研究では「人間の安全保障」概念を検討する。それは「人間の安全保障」概念というものが、安全保障の対象を国家、集団から個人へとシフトさせることで人々が日常的に直面している問題群に対して共同で取り組むことを可能にすることを目的としているからである。

「人間の安全保障」という概念は1994年に公表された国連開発計画（United Nations Development

3) Ibid p.166

Programme:以下 UNDP と略す) の人間開発報告書『人間の安全保障』で一般的になった。報告書は、冷戦期の安全保障概念が領土保全を中心とした国家の安全保障であったことを指摘した上で、冷戦終結後の様々な危機に対応するためには安全保障⁴⁾の対象を人間へと移す必要性を唱えた⁵⁾。そして「人間の安全保障」を、個人の自立⁶⁾を重視し、自身の能力開発を促すことで地域社会、国家、そして世界平和を目指す、包括的な安全保障概念と定義した⁷⁾。

報告書はこうした「人間の安全保障」の特徴について、①富裕国・貧困国の別のない世界共通の問題であること、②貧困がテロを生むという指摘に見られるように構成要素が相互依存関係にあること、③早期予防が有効な問題群を対象としていること、そして④人間中心の概念であることの4点を指摘している⁸⁾。

その上で、報告書は「人間の安全保障」を構成するものとして「恐怖からの自由」と「欠乏からの自由」の2点を挙げ、特に「恐怖からの自由」については犯罪や麻薬など、問題群の先進国・発展途上国間における共通性を指摘した⁹⁾。

この報告書にまとめられた「人間の安全保障」概念はその後、国連の「人間の安全保障委員会」によって更に精緻化が進められたが、次にこの委員会で共同議長を務めたアマルティア・センと緒方貞子のアプローチを概観する。

センはアジア通貨危機を事例に、「人間の安全保障」を危機によってエンタイトルメント¹⁰⁾が全面的に破壊される社会的弱者を救済するための新しい概念と位置づけた¹¹⁾。センは、小渕恵三元首相の発言を引きながら「人間の安全保障」概念を「人間の生存、生活、尊厳を脅かすあらゆる種類の脅威を包括的に捉え、これに対する取り組みを強化するという考え方」と定義し¹²⁾、「人間の安全保障」を実現する具体的な手段を、経済的なセーフティーネット、基礎教育、医療、政治参加の4点に集約し、これらを民主主義のもとで実現する必要性を主張した¹³⁾。このように、センは UNDP の定義に沿いつつ、途上国開発の文脈で「人間の安全保障」を論じ、これを実現する手段として、民主主義の重要性を指摘した。

しかし、センが提示した「人間の安全保障」と民主主義の関係は飽くまで理念型であり、政策分野への言及はあるが、具体的な政策手法については言及がなかった。

4) このときの「安全」とは「病気や飢饉、失業、犯罪、社会の軋轢、政治的弾圧、環境災害などの脅威から守られること」である。UNDP (1994) p.21

5) 前掲書 p.21

6) ここでは最低限の必要が満たされ、生計のための機会が与えられている状態を指す。前掲書 p.23

7) 前掲書 p.23

8) 前掲書 pp.21-22

9) 前掲書 p.24

10) エンタイトルメントとは生活維持と安全確保のための個人の能力を指す。セン (2002) p.43

11) 前掲書 pp.43-46

12) 前掲書 p.136

13) 前掲書 p.140

この点について緒方貞子がより具体的な指摘を行っている。緒方は、「人間の安全保障」委員会の具体的な取り組みを保護と能力育成という2点に集約して説明している¹⁴⁾。すなわち、保護には、早期の警告から制度や枠組み形成といった高次の法的・政治的作業が含まれ、能力育成には各種の教育を通じた個人の生活能力の向上やコミュニティ建設が含まれる¹⁵⁾。

ただし、センや緒方のアプローチは途上国開発に重点をおくあまり、UNDPが指摘した「人間の安全保障」を先進国・途上国とで区別しない世界共通の問題とみなす普遍的な問題認識は後退してしまっている。

1-3 研究対象と本論文の意義

以上のように、本章では人の国際移動がもたらす受入国の治安問題の特徴を指摘し、こうした特徴に対応する概念として「人間の安全保障」概念を紹介した。

具体的な議論は次章以降で進めていくが、本節では第1章の締めくくりとして、なぜEUなのか、またEUのいかなる政策に焦点を当てているのかを明らかにし、これに関する既存研究等との関係で本論文の意義を明らかにする。

本章で指摘した治安問題について、具体的に問題とされる事象とは犯罪一般、極右による暴力、あるいはテロ行為などが挙げられ、こうした問題の背景には近年の人の国際移動の増加という現象の存在が指摘できる。本論文がEUをケースとするのは、EUが人の国際移動にまつわる犯罪や極右問題等を一連の政策分野として扱っているからである。その政策分野は司法・内務政策と呼ばれ、具体的には「人の自由移動」(ローマ条約第3条¹⁶⁾)および「自由・構成・安全」(アムステルダム条約第2条)という理念のもと、警察協力、税関協力、国境管理、移民政策、難民庇護を中心に構成される一連の政策である。

この司法・内務政策に関連する既存研究は多岐にわたるが、議論の中心となるEUの司法内務協力(Justice and Home Affairs、以下JHAと略す)やシェンゲン協定等に関する研究について整理するとレビュー研究と批判研究の二つに大別できる。

制度のレビュー研究についてはEU法学者や警察大学校などを中心に多くの研究成果が発表されている。批判研究についても精力的な研究が行われており、実証研究を中心に多数の有意義な研究成果が発表されている。批判研究では国境管理や移民・難民の人権に関わる政策が中心的なテーマとなっている。EU域内での自由移動を維持するために域外との国境管理が強化されていることを批判する「欧州の要塞化」の議論¹⁷⁾や、羽場久シ尾子が指摘する、EU拡大に伴う新たな域外との国境線によ

14) 緒方(2002) p.269

15) 前掲書 pp.269-270

16) ローマ条約の中で「人の自由移動」は「構成国間の物、人、サービスの自由移動に対する障害の除去により特徴づけられる域内市場」(ローマ条約第3条1-C)として欧州単一市場の要件の一つとして言及されていた。この自由移動とは「雇用、報酬、その他の労働および雇用条件に関して、構成国の労働者間の国籍に基づくすべての差別待遇を撤廃することを意味する」(同第39条1)ものであった。

17) こうした批判の内容は赤池(1998)によくまとめられている。

る地域社会破壊の可能性を指摘する「シェンゲンの壁」論などがこれにあたる¹⁸⁾。

ただし、レビュー研究の多くは制度の紹介にとどまっており、批判研究も制度と人権一般との衝突に議論が集中しているため、司法・内務政策が必要となった経緯や、本来の目的に照らして過不足ない効果が得られているのかといった議論が不足している。結果として、批判研究の多くは問題提起にとどまっており、指摘された問題点をどのように乗り越えていくのかといった提言を行うまでには至っていない。それは既存の批判研究が「移民対国民」という旧来の構図に基づいて制度を捉えているからではないだろうか。無論、現実の社会にこうした構図を引きずる側面がある以上、これに基づいた指摘にもまた大いに意義がある。しかし、1-1 節で指摘したように、人の国際移動を巡る今日の治安問題が受入国国民と移入者の双方に降りかかっている以上、彼らを対置的に捉えるだけでは不十分ではないだろうか。

本研究ではこうした観点に立ち、① EU の司法・内務政策は人々の危機感に対して有効な回答となり得ているのか。また、そこにはどのような課題、あるいは展望があるのか、② 「人間の安全保障」概念を用いることで EU の司法・内務政策についていかなる提言あるいは研究視点が提案できるのか、という 2 つの研究課題を設定することで既存のレビュー研究や批判研究を踏まえつつ、より積極的な提言を試みる。

また研究課題②については、1-2 節で指摘したように開発との関連で語られがちな「人間の安全保障」概念について本来の普遍性を再考するという意味で「人間の安全保障」概念を巡る研究に対しても一定の新規性を持つと考えられる。

2 司法・内務政策の制度的展開 (1)

2-1 シェンゲン協定

「はじめに」で触れたとおり、司法・内務政策の EU 化は 1993 年に発効したマーストリヒト条約に司法・内務協力が挿入されたところから進められた。マーストリヒト条約以前の司法・内務分野での国際的な取り組みとしては TREVI とよばれる警察協力などが挙げられるが、本節では EU 化後の司法・内務政策に強い影響を与えたシェンゲン協定を概観する。

シェンゲン協定は当初、1984 年のフォンテーヌブロー欧州理事会で提案された。しかし、イギリスなどが国境における警察検問の廃止に対して強く反発したことから、この提案は EC の枠組みの外で政府間協力として発展していくことになり、結局 1985 年にフランス・ドイツ・ベネルクス三国の間で前文および 2 章 33 ヶ条からなるシェンゲン協定として調印された。前文によればシェンゲン協定は参加国間における国境審査を最終的に廃止し、協定参加国外からの入国に関する共通の入国審査制度の構築を目指したものであった。続く第 1 章では協定参加国間での国境審査の簡素化とこれに伴う人や物の不法な移動の取り締まりなど、短期的措置を示し、第 2 章では中長期的措置について述べ

18) 羽場 (2001) pp.65-68

ている。

しかし、協定には中長期的措置に関する具体的な手法が盛り込まれていなかったため、1990年には必要な諸規定をまとめたシェンゲン補足協定が上記の協定参加国に新たにイタリア・スペイン・ポルトガル¹⁹⁾を加えて調印された。

この補足協定により、構成国間の国境検問が廃止され、改めて構成国と非構成国との国境が外圍国境（External border）として設定されることになった。併せて、域内における「人の自由移動」の進展が国際的な犯罪組織の伸張などの社会不安を醸成することを防止するため、リエゾン・オフィサーの交換など警察協力の緊密化²⁰⁾と参加国間を繋ぐ電子情報ネットワークである SIS の構築および運用を骨子とする治安維持措置がとられた²¹⁾。

なおシェンゲン補足協定を更に補足するものとして、欧州域外からの難民に対する対応を共通化するための条約が1990年に締結された。ダブリン条約と呼ばれるこの条約では、難民が地位申請できる国は最初に申請を行った一ヶ国に限定されるなど、難民申請者にとって厳しい内容を伴っていた。なお現在、シェンゲン協定には上記の加盟国にギリシャ・オーストリア、ノルウェー、およびアイスランドを加えた12ヶ国が加盟している。

2-2 司法・内務政策 EU 化の背景

司法・内務政策の EU 化を促した直接の要因は80年代に再加速した欧州統合への動きであり、89年から90年代初頭にかけて生じた東欧の民主化革命による東欧から西欧への人の移動である。以下概観する。

＜統合の再加速＞

1980年代に入ると EC は日米に匹敵する経済圏の実現を目指して統合を再加速させた。1981年1月、単一欧州議定書（Single European Act、以下 SEA と略す）草案を巡って、西ドイツとイタリアがゲンシャー＝コロombo案の共同提案を行った。これを受けて、1984年には市場統合の概念と92年までの統合期限を示した「域内市場白書」も作成された。SEA は1987年にこの「域内市場白書」を条約化したものである。

このように経済統合が具体性を帯びていく中で、EC および加盟各国は、加盟国各国の国民全員に適用される共通の法的身分の創出や、加盟国間での入国審査基準の共通化、治安維持のための各国の連携など司法・内務政策における「共通化」が求められるようになった。これらは SEA の中に「連合市民権」および「欧州政治協力」として盛り込まれ、より具体的な取り組みとして1988年のロードス欧州理事会では EC 委員からなる「人の自由移動のための調整グループ（Free Movement Co-

19) スペイン・ポルトガルは1991年に協定に参加している。

20) この他警察協力には、加盟国警察相互による国境を越えた犯人および容疑者の追跡と監視がある。この活動に関する制約条件については、篠原（2002）p.153を参照。

21) Ahnfelt, Ellen and Johan From（2001）p.148

ordination Group)」が設置された²²⁾。

＜東欧民主化革命とドイツ＞

ドイツ以東の東欧諸国では、第二次世界大戦後ソビエト連邦の影響下で次々と共産主義政権が樹立された。1980年代後半に入ると、これらの政権の多くは経済政策の行き詰まりなどで社会的・経済的疲弊に直面した。これに連動して西欧諸国には東欧から多くの亡命者が押し寄せた。こうした東から西への人の移動は1992年ごろピークを迎えた。

ナチズムや東西分裂などの歴史的経緯から、ドイツでは亡命者や難民の庇護は政府が担う基本法上の重要な義務とされてきたが、こうした急激な移民増加とそれに伴い前掲の表2に見られるような世論の警戒に直面しドイツ政府は移民の受け入れや亡命者保護に関する政策を見直さざるをえなくなっていた。

この状況を巡って1991年末のドイツ連邦議会は混乱し、連立与党の分裂を引き起こした。状況を打開するためにドイツ政府は、93年の欧州単一市場形成に向けて調印準備が進められていたマーストリヒト条約の中に、移民の受け入れと受け入れ国の治安維持との両立が可能となるような新たな制度を盛り込み、条約への参加という名目で必要な法整備を進めようとした。

表3：ドイツの亡命申請者数

年	申請者（千名）	年	申請者（千名）	年	申請者（千名）
1986	99,7	1991	256.1	1996	117,3
1987	57,4	1992	438.2	1997	104,4
1988	103,0	1993	322,6	1998	98,6
1989	121,3	1994	127,2	1999	95,1
1990*	193.1(193,6)	1995	127,9		

*：（ ）内の数値はTurnbull Penelope and W.Sandholtz（2001）pp.207にもとづく。

Commission of the European Communities（2001a）およびTurnbull Penelope and W.Sandholtz（2001）pp.207より作成。

2-3 EU化にむけたドイツ提案

司法・内務政策のEU化に向けた具体的な行動として、当時のドイツ首相コールは欧州刑事警察機構（EUROPOL）設置と基本条約への「司法・内務分野における協力」条項の挿入を提案した。

欧州刑事警察機構は1991年のルクセンブルク欧州理事会において提案され、これをうけて TREVI

22) Westlake, Martin (1995) p.235

内に EUROPOL 開設準備のためのアドホックなワーキンググループも設置された²³⁾。当初ドイツは捜査を含めた広範な権限を有する文字通り「欧州の警察」としての EUROPOL 設置を提案したが、これはイギリスなどの反対にあった。その結果、1992 年に麻薬問題に限った形で EU 各国の連携を強化するための情報機関として TREVI 警察協力の中（TREVI III）に欧州薬物対策情報室（European Drugs Intelligence Unit : EDIU）が設置された。

一方、「司法・内務分野における協力」条項は 1991 年にコールとフランス大統領ミッテラン（当時）との会談で基本的な文言が調整された。当初、司法・内務分野における協力は基本条約策定の上であまり重視されていなかったが²⁴⁾、ドイツの働きかけにより新たな条項として盛り込まれることになった。これが後にマーストリヒト条約の第 IV 章「司法内務協力」となる。ここでもドイツは、JHA を政府間協力（Inter Governmental Cooperation、以下 IGC と略す）ではなく、より強力な法的拘束力を持つ EC の中に組み込むことを主張した。この主張は他の加盟国の支持を得られず、ヴィザ協力を例外として JHA は全て IGC の枠組みにまとめられることになった。

3 司法・内務政策の制度的展開（2）

3-1 マーストリヒト条約における司法・内務政策

マーストリヒト条約は 1992 年に調印され、93 年に発効した。これによって、「3 つの柱」（Three Pillars）からなる EU が誕生した。この「3 つの柱」とは欧州共同体（European Communities : ECs）／「第 1 の柱」：First Pillar）、共通外交安全保障政策（Common Foreign and Security Policy : CFSP）／「第 2 の柱」：Second Pillar）そして JHA（「第 3 の柱」：Third Pillar）である。

マーストリヒト条約における司法・内務政策は、連合市民権、ヴィザ協力、EUROPOL を含む JHA を中心に構成されている。これらのうち前二者は「第 1 の柱」に含まれ、JHA は「第 3 の柱」に含まれる。本節ではこれらを順に概観していく。

<連合市民権とヴィザ協力>

連合市民権はマーストリヒト条約 B 条および EC 条約第 8 条、および第 8a-8d 条によって規定された²⁵⁾。EC 条約によれば、連合市民権は EU 加盟国の国民全てに付与され、EU 域内における国内・国際を問わない自由な移動と居住の権利および、居住地域における地方選挙および欧州議会選挙での選挙権・被選挙権、更に欧州議会への請願およびオンプズマンへの申立てなどが認められた。このように、連合市民権は、ローマ条約時代から掲げられていた「人の自由移動」概念に経済的な側面以外からも焦点を当てたものである。

ヴィザ協力は条約策定段階でのドイツの提案の中で例外的に「第 1 の柱」に組み込まれた分野であ

23) Westlake, Martin (1995) p.234

24) Ahnfeldt, Ellen & Johan From (2002) pp.150-151

25) EC 条約に関しては、アムステルダム条約以降は第 2 部（第 17-22 条）としてまとめられている。

る。具体的には第3編「法の接近」の第100c条に規定された。

<司法内務協力>

司法・内務政策のEU化の中心であるJHAはマーストリヒト条約K条にまとめられた。すなわち、JHAが管轄とする政策分野は①難民の庇護政策、②加盟国の域外国境の人の通過および国境管理に関する規定、③入国管理および第三国国民に関する政策、④薬物中毒対策、⑤国際不正行為対策、⑥民事司法協力、⑦刑事司法協力、⑧税関協力、⑨特にテロリズム・不正麻薬取引などに関するEUROPOLにおける警察協力の9つとされた。

JHAにおける意思決定は主に理事会²⁶⁾と欧州委員会とで進められた。また欧州司法裁判所および欧州議会も若干の関与の余地があった。K3条1項によれば、JHAに関する協調および情報交換は理事会によって行われることになった。理事会は「共通の立場」(joint position)、「共同行動」(joint action、法的拘束力あり)、「条約の起草」(起草された条約に法的拘束力あり)の3つからとるべき行動を全会一致方式で選択し、各国に実施を勧告できる²⁷⁾。ただし、k1条に定めた9つの分野のうち①から⑥までについては欧州委員会も同様の権限を持つこととされた。

欧州司法裁判所は、起草された条約に取り決めがあった場合のみ、条文の解釈や紛争に対する管轄権が認められた。欧州議会の権限はk6条に定められたが、これによれば欧州議会は理事会の議長国および欧州委員会による情報提供を受け、これにもとづく質問等を行う権利が認められた²⁸⁾。

3-2 極右の台頭とアムステルダム条約

<アムステルダム条約までの社会状況>

東欧民主化革命とその後の旧ユーゴ紛争に伴う80年代末から90年代初頭の難民の大量流入に対する反動として、90年代中盤以降の欧州各国ではドイツでおこったトルコ人アパートへの放火殺人に代表される過激な右傾化現象が見られた。こうした事態を踏まえて、1995年12月のマドリッド欧州理事会における決議ではJHAに関する具体的な指針が示され、テロリズム対策や麻薬および組織犯罪対策、入国管理、難民庇護などに加えてK1条には明示されていなかった人種差別および外国人排斥問題がJHAの優先分野に取り入れられた。また、1995年から97年にかけて実施された社会行動計画(Social Action Program)のもとで、1997年が「人種差別や外国人嫌悪に対する欧州年」(European Year against Racism and Xenophobia)と位置づけられ、新たな行動計画の策定が進められた。

このように、マーストリヒト条約の発効からアムステルダム条約の採択にいたる期間は、治安に対する市民の不安への対応と極端な反動との戦いを両立するための具体的な努力がEUにおいてははじめ

26) これは基本的には各国の法務大臣(司法大臣)または内務大臣によって構成される司法・内務理事会をさす。なお千田恵介によれば、JHAに関する会合は、この理事会のみではなく、加盟国の局長・課長・担当官レベルによる会合も頻繁に開催されている。千田(1999) p.192

27) ただし起草された条約の可決には3分の2以上の賛成を要する特定多数決方式が採用された。

28) これは同時に、理事会および欧州委員会には理事会に情報を提供する義務があることを示している。

られた時期であったといえる。

＜アムステルダム条約の概要と JHA の改編＞

アムステルダム条約はこうした背景の下で 1997 年に採択され、99 年に発効した。

条約では上記の社会行動計画にもとづき、性別や人種、思想信条など国籍以外 29) の差別に対して理事会および欧州委員会に適切な行動を求めた条項（第 13 条）が原則の中に挿入されるなど基本的人権に関する条項について進展が見られた 30)。

また、アムステルダム条約では「自由・安全・公正な領域」³¹⁾（第 2 条）を実現するために司法・内務政策野の改編も行われた。すなわち、マーストリヒト条約の K 条 1 項に定められた分野のうち、ヴィザ、難民庇護、移民および人の自由移動に関する政策が「人の自由移動」政策（以下、FMP 政策と略す）として欧州共同体に組み込まれた。FMP 政策に関する意思決定方式は条約発効後 5 年間の移行措置がとられた。移行期間中は委員会と加盟国にそれぞれ提案権、発議権があり、理事会は全会一致で提案および発議の可否を判断し、移行期間後は、委員会が提案権を独占し、理事会が全会一致方式で議決することになっていた。この時、委員会は加盟国からのあらゆる要求について、理事会への提案を検討することが義務付けられた³²⁾。

一方、FMP 政策の実現によって JHA は警察・刑事司法協力（Police and Justice Cooperation for Criminal matter: 以下、PJCC と略す）に縮小改編された³³⁾。PJCC はアムステルダム条約の第 6 編（第 29-42 条）にまとめられており、組織的か否かを問わず、テロリズム、人身売買、児童に対する犯罪、薬物および武器の不法取引、汚職、そして詐欺の撲滅を主な目的としている（第 29 条）。PJCC で行われる具体的な協力としては、警察協力、税関協力、刑事司法協力が挙げられ、警察協力については、加盟国間での直接協力と同時に EUROPOL の活用が期待されており、防犯、探知、捜査等一般的な刑事警察業務における協力や、プライバシー保護法制が許す範囲での情報交換、教育・訓練・科学捜査等に関する技術協力などが想定された。また刑事司法協力に関しては後にユーロジャストとして結実した。

PJCC に関する意思決定は理事会で行われ、第 34 条 2 項では発議に関する欧州委員会の提案権が加盟国の発議権と並んで全面的に認められた。発議をうけた理事会は「共通の立場」（common position）、「枠組決定」（framework decisions）、「決定」（decisions：実施措置を含む）、「協定」（conventions：実施措置を含む）³⁴⁾ の 4 つから行動を選択する。欧州裁判所は加盟国が受諾した場合

29) 国籍による差別についてはすでに EC 条約第 12 条に規定がある。

30) Dunkerley, David, Lesley Hodgson, Stanislaw Konopacki, Tony Sypbey and Andrew Thompson(2002) pp.19-20

31) ここでいう「自由・安全・公正な領域」とは第 2 条によれば「国境管理、難民庇護、移民および犯罪防止と撲滅にむけた措置と結びついて人の自由移動を実現する」領域として定義づけられている。

32) ただし例外的な措置として 3 ヶ月以下の短期滞在者に対するヴィザ発給ルールについては移行期間中も欧州委員会が提案権を独占し、欧州議会との協議の後、理事会における特定多数決で議決されることになった。

33) FMP 政策、PJCC の訳語は共に庄司（2003）にもとづく。

34) 訳語は庄司（2003）にもとづく。庄司（2003）p.136

のみ、枠組み決定、決定、協定について先決的判決権があり、欧州議会は諮問手続きに基づく法的拘束力を持たない意見表明権を有する。これらの手続きを経て決定された内容は、第 36 条にもとづき設置された調整委員会によって実施に向けた調整がなされる。

こうした改変に加えて、シェンゲン協定がその補足協定およびダブリン条約などと共に EU 法に組み込まれた。これによりシェンゲン協定は EU の法体系であることを示す「シェンゲン・アキ」へと改称され、理事会は条約発効直後にこのシェンゲン・アキを FMP 政策と PJCC とに分類する手続きを全会一致で行った³⁵⁾。

3-3 アムステルダム条約後の展開

＜FMP 政策の強化と PJCC の強化＞

1999 年末、欧州委員会は FMP 政策および PJCC に関する政策立案を行うために、それまで複数の総局に分割されていた機能を集約して司法内務総局 (Directorate-General for Justice and Home Affairs: 以下 DG-JHA) を新設した。DG-JHA は A 局 (Directorate A) から D 局までの 4 つの部局で構成されており、各部局は内部に 5 ないし 4 の分野ごとの部会を持っている。

一方、PJCC の強化は EUROPOL の機能強化を中心に、アムステルダム条約の発効直後から取り組まれてきた。特に 1999 年 10 月のタンペレ欧州理事会の合意文章では具体的な EUROPOL 機能強化案が盛り込まれた³⁶⁾。すなわち、薬物の不法取引、人身売買、テロリズムに対抗するための合同捜査チーム (joint investigative teams) の創設、EUROPOL の将来像に関する各国警察首脳による作業部会の設置、刑事司法のためのネットワーク (ユーロジャスト³⁷⁾) の確立、司法・内務分野における高級官僚向けの合同の教育機関 (European police college)³⁸⁾ 設置などである。更に 2001 年 9 月 11 日にアメリカで発生した同時多発テロ後は、同年 10 月のゲント非公式理事会における共通逮捕令状の導入などテロ対策の強化が図られた。

＜EU 基本権憲章＞

EU 基本権憲章は、ドイツ政府によって 1999 年のケルン欧州理事会で提案された。提案を受けて設置された起草委員会は、各国 1 名の加盟国首脳代表 (計 15 名) と欧州委員会代表 1 名、16 名の

35) The Council of The European Union (1999) p.17, pp.19-24

なお、この分類について、EU 加盟国だがシェンゲン協定に参加していないイギリスとアイルランドは FMP 政策に分類される部分についてはオプトアウトしている。また、デンマークは EU とシェンゲン協定の両方に参加しているが、同国に対する法的拘束はシェンゲン・アキ以前の文言についてのみ発生することになっている。

36) Commission of the European Communities (2002) pp.1-2

37) ユーロジャストはタンペレ欧州理事会での結果を受けて、2002 年 2 月 28 日の理事会における決定を経て設置された。ユーロジャストは検察官、警察官、あるいは裁判官による加盟国各 1 名の代表から構成され、PJCC が管轄する国際的な諸犯罪に対する捜査や訴追に関する関係機関の調整や司法共助、犯人引渡し調整などを行うとされている。

38) これは欧州警察大学校 (European Police College: 以下 CEPOL と略す) として実現された。The Council of The European Union (2000) p.1

欧州議会代表、そして各国2名の加盟国国会代表（計30名）の総勢62名で組織された。その上で、起草委員会による草案文章はインターネットを通じて随時市民に向けて公開された。

この基本権憲章は、これまで様々な条約に分散していたEU域内の人々の基本的諸権利に関する条項を一つの憲章のもとに整理していくことで国境を越えた人権像を構築することを目的としており、故にこの憲章によってEUに新たな権限が付加されることはないとされた。また、憲章はEU法を実施している際の加盟国およびEU諸機関に適用され（第51章）、これには法的拘束力はないものとされた。

草案は2000年のニース欧州理事会で採択された。欧州委員会が欧州人権条約に加盟せず、法的拘束力のない新しい憲章づくりを進めることには批判があり³⁹⁾、また、EUの東方拡大が近づいた2003年10月のブリュッセル欧州理事会では拡大に伴うセーフガード措置として、現加盟国による2011年までの移民受け入れ制限を認めるなど、憲章採択後も必ずしも全ての政策に憲章の理念が反映されているわけではない。

しかし、憲章では争議権など幾つかの分野で欧州人権条約より踏み込んだ権利が提唱されており、欧州における「人の自由移動」に関する社会インフラ整備という観点で憲章が果たしている役割は大きい⁴⁰⁾。また、起草方式の面でも、欧州議会や各国議会が起草に参加し、市民によるモニタリングが行われたことは、加盟国と欧州委員会によるゼロ・サムゲームにも似たEUにおける従来の意思決定方式のイメージを覆すものであった。この方式はその後の欧州憲法条約草案でも踏襲されている。

4 考察

本章では、第1章掲げた研究課題について、第2章、第3章を踏まえて考察を進める。

<課題1：EUの司法・内務政策は人々の危機感に対して有効な回答となり得ているのか。また、そこにはどのような課題、あるいは展望があるのか。>

第3章で述べたように、今日のEUの司法・内務政策は「自由・安全・公正な領域」の確立を理念としており、その一環として警察協力の強化などの治安対策を進めているが、同時に典型的な移入民であるEU域内に居住する域外国民（第3国民）の権利確保なども進められている。

第1章で触れたように、人の国際移動の増加を背景にEU域内に居住する人々が直面している具体的な治安問題としては犯罪一般、極右による暴力、そしてテロ行為などが挙げられる。例えば2001年9月11日のアメリカ同時多発テロ直後に非公式理事会が開催され、共通逮捕令状などの対応策が早急に導入されたことなどが示すように、司法・内務分野における政策がEUレベルで明確な意思決定手続きを備えたことは、EUが拡大したテロの脅威に対抗する上で重要な意味を持つと考えられる。また犯罪一般についても、篠原英樹が指摘するように、EUROPOLにおけるリエゾン・オフィサー

39) 例えば、A・セシル・ロベール（2000）などが挙げられる。

40) Dunkerley, David, Lesley Hodgson, Stanislaw Konopacki, Tony Sybey and Andrew Thompson（2002）p.21

を介した情報交換は平均して2日程度で完了し、これはICPO等による通常の手続きを介した場合に比べて格段に迅速だとされている⁴¹⁾。

このように、犯罪一般やテロ行為への対応という点では、PJCCを中心に、今日の司法・内務政策は人々の治安への懸念に対して一定の役割を果たしている。しかし、極右の暴力への対抗という意味では必ずしも人々の期待に応えているとは言いがたいのではないだろうか。このことは例えば、1995年のマドリード司法・内務閣僚理事会で、当時のJHAの優先分野として極右対策が挙げられていたにも関わらず、アムステルダム条約におけるPJCCにおいては極右対策が明示的に政策目的に組み込まれなかったことに象徴的に現れているといえる。

＜課題2：「人間の安全保障」概念を用いることでEUの司法・内務政策についていかなる提言あるいは研究視点が提案できるのか。＞

課題1で見たように、今日の司法・内務政策は治安一般やテロ行為に関しては一定の役割を果たしているが、極右対策の面では必ずしも十分な政策が用意されてはいない。今後はこうした面での政策を充実していくことが必要となるが、このとき重要なことは受け入れ側であるEU市民の中に、移民増加に対する不満が存在しているという事実を忘れないことである。なぜならば、極右対策と同時に市民一般がもつこうした不安を解消していかなければ、市民の不安・不満の受け皿としての極右政党の機能は維持され、結果として極右の暴力への対策の有効性が減じる可能性があるからである。そして、これは結果としてEU市民も移民も共に生命に関わる不安を抱え続ける状況が続くことを意味するからである。

こうした問題について、「人間の安全保障」という概念を手がかりに考察を進める意義とは、「人間の安全保障」概念が個人の日常生活を重視していることから被害者の多寡や問題の規模など、数による問題の相対化を避けることができる点である。

とはいえ、実際に犯罪対策やテロ対策を進めれば、時として移入者を取り締まりや規制の対象とせざるを得ず、これは常に移入者の人権を侵害する可能性がつきまとう。一方、先に述べたように市民の不安や不満に注意を向けないまま進められる極右対策にはあまり効果は期待できず、かつ思想信条の自由との抵触が常に問題となる。こうした問題点を完全に解消し、全ての人々が満足する治安対策を進めるのは容易なことではない。しかし、少なくともその第一歩として、政策決定の過程でEU市民・移入民を問わず広範な意見が考慮される必要がある。

「人間の安全保障」概念を用いて問題を考察するいまひとつの意義とは、「人間の安全保障」概念では実際の問題解決に広範なアクターを水平的に受け入れていくことが期待されていたからである。例えばセンは、一国、一地域だけでなく地球規模での「人間の安全保障」の実現にむけたグローバルなコミットメントの存在を指摘したが⁴²⁾、このときセンは国際機関を通じた活動を「公認のコミット

41) 篠原 (2002) p.173

42) セン (2002) pp.144-146

メント」とし、一方こうした活動への街頭デモ等を通じた批判を「非公認のコミットメント」と呼ぶことで、国際レベルでの活動と、市民レベルでの活動を同列に捉えようとした。

また、首藤信彦は現代のテロリズム問題を解決するアプローチとしての「人間の安全保障」概念の有効性を指摘した上で、実際にテロが発生した場合においても、独自の意思を持つ国家や NGO などの複数のアクターが参加し、それぞれが自己の組織拡大や広報のために活動し、その過程で発生した情報が広範に伝達され、双方向性を持ち、世界的規模で間接的にせよ人々が自身の意思を事件解決に反映させようとする行動が見られることから、かつての密室での限られた関係者による閉鎖系での問題解決は今日では不可能になり替わって開放体系での問題解決が行われつつあることを指摘している⁴³⁾。

センの主張は公認・非公認という2つのコミットメントの関連性を説明できていないという点で十分ではなく、首藤の主張もまた恒常的な問題解決モデルを志向したものではない。しかし、首藤が「開放体系」という言葉で表現したような、問題に関する利害関係者として問題解決に関与するアクターを可能な限り広く捉える視点は、弱者救済の手段としての少数者の政治参加という文脈では不可能な、問題解決に向けた社会全体でのコンセンサス形成を実現する可能性を秘めているのではないだろうか。

以下終章では、本論文の締めくくりとして、EU の政治的意思決定において、こうした概念が反映される可能性を既存の理論の中から考察していく。

まとめ——マルチレベルガバナンス

本章が中心的に扱ってきた司法・内務政策など EU での共通化が進んだ政策分野における意思決定メカニズムは、これに参加したアクター関係の分析などを通じて欧州統合論の主要なテーマとなってきた。A. ベルダンによれば、欧州統合論は新機能主義論と政府間協力論に大別される⁴⁴⁾ が、両論は実際の制度的統合の要因を巡る解釈に大きな差があるものの、共に統合の進展度合いを計測する指標の一つとして欧州委員会を中心とする EU 機関と閣僚理事会に代表される各国政府との間の意思決定メカニズムを議論している点では共通している。

しかし、新機能主義研究のひとつである L. リンドバークや C. フィリップらの「政策のスコアリング」⁴⁵⁾ などに典型的に見られるように、欧州委員会の関与と各国政府とを両極に置いた分析では第3章で指摘した EU 基本権憲章やその後の欧州憲法条約草案の起草に見られるような、欧州議会や各国議会、そして何よりモニタリングや政治運動などを通じた市民の関与といった今日の現象を十分には

43) 首藤 (2001) p.30

44) A. Verdun(2002) pp.10-16

45) これは、政策決定のすべてが各国レベルで行なわれるものを1とし、政策決定の全てがEUレベルで行われるものを5とした5段階評価で、経済分野、社会文化分野、政治体制的問題、国際関係／対外安全保障という5分野に大別される様々な政策領域におけるEUと加盟国との権限関係をスコアリングするものである。フィリップ・C・シュミッター (2000) pp.224-225 および Hooghe, Liesbet and Gary Marks (2001) pp.187-189

説明できていない。

そのため、EUにおける政策の共通化を今日の意思決定アクターの拡大に留意しながら分析する新たな理論としてマルチレベルガバナンス論が注目されている。

L. ホーグ (Hooghe Liesbet.) や G. マークス (Marks Gary.) はこうした市民による監視の強化や、特定多数決方式が導入されていることで各国政府が閣僚理事会において行使できる影響力の範囲が狭まっていることなどから、EUにおける今日の意思決定モデルが、これまでの政府中心モデルから、マルチレベルガバナンスモデルへと移行してきていることを指摘した⁴⁶⁾。

司法・内務政策における意思決定はほとんどが前回一致方式をとっているため、ホーグらの指摘は完全には当てはまらないものの、市民参加という観点から E. クラウス (Klaus Eder.) とトレント (H.J.Trenz) は「共鳴」(resonance) という概念を用いて司法・内務政策がマルチレベルガバナンス形成の契機となることを指摘している⁴⁷⁾。クラウスらは欧州委員会と各国政府との意思決定をめぐる対立を、政治的エリート同士の対立と位置づけた上で司法・内務分野のように基本的人権等と関わる「微妙な問題」(delicate issues) で「論争的な政策分野」(conflict field)⁴⁸⁾ での意思決定における市民参加に着目した。クラウスらは、「政府間主義との戦いと超国家主義に対する予防の経験」を源泉とした市民参加⁴⁹⁾ が政治エリートの説明責任を促す(「共鳴」する)ことでEU・加盟国・市民の三極によるマルチレベルガバナンスが実現されると主張している⁵⁰⁾。

クラウスらの主張するマルチレベルガバナンスは第3極を形成する市民が基本的人権の擁護など関与する政策に含まれる価値観に常に前向きな反応を示すとはいえないという点で一定の留保が必要となる⁵¹⁾。そこでEU研究において主張されるマルチレベルガバナンスが意思決定に参加するアクターが他のアクターの意思決定への参加を阻まないグッドガバナンスとなるには第3極のアクターの行動をも制御しうる、しかし政府などによる規制措置によらない、まさに「人間の安全保障」概念のような、より普遍的な枠組みが必要となってくる。

1-2 節で指摘したように、「人間の安全保障」を巡るこれまでの議論では先進諸国の社会においてこの概念が果たす役割については十分な議論がなされていなかった。一方、既存のEU研究からより積極的な提言を行うには1-3 節での指摘や本章での考察が示すように、より普遍的な枠組みからの議論が不可欠である。

本論文のように「人間の安全保障」という概念からEU研究を考察する作業を発展させていくことは、「人間の安全保障」に関する研究と、EU研究、ひいてはわが国を含む先進国を対象とした様々な社会科学研究双方について一定の貢献が期待できよう。

46) Hooghe, Liesbet and Gary Marks (2001) pp.4-12

47) Klaus Eder & H.J.Trenz (2003) pp.116-121

48) Ibid p.113

49) Ibid p.115

50) Ibid p.117

51) 例えば、市民と政治エリートとを分別し、モニタリングや運動によって「市民の関心」を可視的に表現するという手法はしばしば大衆主義的・極右的な政党の政治行動などにも散見される。

参考文献

<日本語文献>

- UNDP (1994) 人間開発報告書『人間の安全保障』(UNDP 編)
- 赤池一将 (1998) 「シェンゲン協定、犯罪政策、人権」(高柳先男編著『ヨーロッパ新秩序と民族問題——国際共同研究Ⅱ』中央大学出版部)
- アマルティア・セン (2002) 『貧困の克服』(集英社)
- 緒方貞子 (2002) 「国家の安全保障から人間の安全保障へ」公演原稿(緒方貞子『私の仕事』草思社)
- 篠原英樹 (2002) 「ヨーロッパにおける国際警察協力の進展と現状について(下)」(『警察学論集』第55号第2号)
- 庄司克宏 (2003) 『EU法——政策編』岩波テキストブックス 岩波書店
- A・セシル・ロベール「EU基本権憲章への疑問」(2000) (『ル・モンド・ディプロマティーク』、2000年12月号 三浦礼恒訳)
- 千田恵介 (1999) 「EUの司法・内務協力の現状——組織犯罪対策を中心として」(日本EC学会年報第19号『EU通貨統合』有斐閣)
- 南部朝和 (1996) 「人の自由移動政策の形成過程」(日本EC学会年報第16号『EUの社会政策』有斐閣)
- 羽場久シ尾子「EU・NATOの拡大と中欧」(2001) (宮島喬・羽場久シ尾子編『ヨーロッパ統合のゆくえ——民族・地域・国家』)
- フィリップ・C・シュミッター (2000) 「ヨーロッパ連合の政治体制が各国資本主義に与える影響」(長尾伸一・長岡延孝監訳『制度の政治経済学』)

<英語文献>

- Ahnfelt, Ellen & Johan From (2002), "Policy on justice and home affairs: From high to low politics", (Svein S. Andersen & Kjell A. Eliassen ed., Making Policy in Europe, second edition Sage publication).
- Dunkerley, David, Lesley Hodgson, Stanislaw Konopacki, Tony Sybey and Andrew Thompson (2002), changing Europe Identities, nations and citizens, (Routledge).
- Hooghe, Liesbet and Gary Marks (2001), Multi-Level Governance and European Integration, (Rowman & Littlefield Publishers).
- Commission of the European Communities (2002), EUROPA - Justice and Home Affairs - Fact sheet: Tampere.
- The Council of The European Union (1999), Council Decision of 20 May 1999 determining, in conformity with the relevant provisions of the Treaty establishing the European Community and the Treaty on European Union, the legal basis for each of the provisions or decisions which constitute the Schengen acquis, Official Journal L 176, 10/07/1999.

The Council of The European Union (2000) , Council Decision of 22 December 2000 establishing a European Police College (CEPOL) , Official Journal L 336 , 30/12/2000.

Klaus, Eder &H.J.Trenz (2003) , “The making European Public Space: The Case of Justice and Home Affairs” . Linking EU and National Governance (Oxford University Press) .

Sweet, Alec Stone, Wayne Sandholtz and Neil Fligstein ed. (2001) , The Institutionalization of Europe, (Oxford University Press) .

Turnbull Penelope and W.Sandholtz (2001) , “Policing and Immigration: The Creation of New Policy Spaces” , (Alec Stone Sweet, Wayne Sandholtz and Neil Fligstein ed., The Institutionalization of Europe, Oxford University Press).

Westlake, Martin (1995) , The Council of the European Union (Cartermill Publishing) .

既刊「総合政策学ワーキングペーパー」一覧*

番号	著者	論文タイトル	刊行年月
1	小島朋之 岡部光明	総合政策学とは何か	2003 年 11 月
2	Michio Umegaki	Human Security: Some Conceptual Issues for Policy Research	November 2003
3	藤井多希子 大江守之	東京圏郊外における高齢化と世代交代 —高齢者の安定居住に関する基礎的研究—	2003 年 11 月
4	森平爽一郎	イベントリスクに対するデリバティブズ契約	2003 年 11 月
5	香川敏幸 市川 顕	自然災害と地方政府のガバナンス ～ 1997 年オーデル川大洪水の事例～	2003 年 12 月
6	巖 網林 松崎 彩 嶋原美可子	地域エコシステムのマッピングとエコシステム サービスの評価 —地域環境ガバナンスのための GIS ツールの適用—	2003 年 12 月
7	早見 均 和気洋子 吉岡完治 小島朋之	瀋陽市康平県における CDM（クリーン・デベロ プメント・メカニズム）の可能性と実践：ヒュー マンセキュリティに向けた日中政策協調の試み	2003 年 12 月
8	白井早由里	欧州の通貨統合と金融・財政政策の収斂 —ヒューマンセキュリティと政策対応—	2003 年 12 月
9	岡部光明	金融市場の世界的統合と政策運営 —総合政策学の視点から—	2003 年 12 月
10	駒井正晶	PFI 事業の事業者選定における価格と質の評価方 法への総合政策学的接近	2003 年 12 月
11	小暮厚之	生命表とノンパラメトリック回帰分析 —我が国生保標準生命表における補整の考察—	2004 年 1 月
12	Lynn Thiesmeyer	Human Insecurity and Development Policy in Asia: Land, Food, Work and HIV in Rural Communities in Thailand	January 2004
13	中野 論 鄭 雨宗 王 雪萍	北東アジアにおけるヒューマンセキュリティを めぐる多国間政策協調の試み：日中韓三国間の CDM プロジェクトの可能性	2004 年 1 月

* 各ワーキングペーパーは、当 COE プログラムのウェブサイトに掲載されており、そこから PDF 形式で全文ダウンロード可能である（但し一部の例外を除く）。ワーキングペーパー冊子版の入手を希望される場合は、電子メールで当プログラムに連絡されたい（coe2-sec@sfc.keio.ac.jp）。また当プログラムに様々なかたちで関係する研究者は、その研究成果を積極的に投稿されんことを期待する（原稿ファイルの送信先：coe2-wp@sfc.keio.ac.jp）。なお、論文の執筆ならびに投稿の要領は、当プログラムのウェブサイトに掲載されている。
当プログラムのウェブサイト <<http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>>

14	吉岡完治 小島朋之 中野 諭 早見 均 桜本 光 和気洋子	瀋陽市康平県における植林活動の実践： ヒューマンセキュリティの日中政策協調	2004 年 2 月
15	Yoshika Sekine, Zhi-Ming YANG and Xue-Ping WANG	Air Quality Watch in Inland China for Human Security	February 2004
16	Patcharawalai Wongboonsin	Human Security and Transnational Migration: The Case in Thailand	February 2004
17	Mitsuaki Okabe	The Financial System and Corporate Governance in Japan	February 2004
18	Isao Yanagimachi	Chaebol Reform and Corporate Governance in Korea	February 2004
19	小川美香子 梅嶋真樹 國領二郎	コンシューマー・エンパワーメント技術 としての RFID —日本におけるその展開—	2004 年 2 月
20	林 幹人 國領二郎	オープンソース・ソフトウェアの開発メカニズム —基幹技術開示によるヒューマンセキュリティ—	2004 年 2 月
21	杉原 亨 國領二郎	学生能力を可視化させる新しい指標開発 —経過報告—	2004 年 2 月
22	秋山美紀	診療情報の電子化、情報共有と個人情報保護に ついての考察—ヒューマンセキュリティを実現 する制度設計に向けて—	2004 年 3 月
23	飯盛義徳	地域活性化におけるエージェントの役割 —B2B システムによる関係仲介とヒューマン セキュリティ—	2004 年 3 月
24	山本悠介 中野 諭 小島朋之 吉岡完治	太陽光発電のユーザーコストと CO ₂ 削減効果： 大学におけるヒューマンセキュリティへの具体的 取組みに向けて	2004 年 3 月
25	Jae Edmonds	Implications of a Technology Strategy to Address Climate Change for the Evolution of Global Trade and Investment	March 2004
26	Bernd Meyerab Christian Lutza Marc Ingo Woltera	Economic Growth of the EU and Asia. A First Forecast with the Global Econometric Model GINFORS	March 2004
27	Wei Zhihong	Economic Development and Energy Issues in China	March 2004
28	Yoginder K. Alagh	Common Futures and Politics	March 2004

29	Guifen Pei Sayuri Shirai	China's Financial Industry and Asset Management Companies—Problems and Challenges—	April 2004
30	Kinnosuke Yagi	Decentralization in Japan	April 2004
31	Sayuri Shirai	An Overview of the Growing Local Government Fiscal Problems in Japan	April 2004
32	Sayuri Shirai	The Role of the Local Allocation Tax and Reform Agenda in Japan—Implication to Developing Countries—	April 2004
33	山本 聡 白井早由里	経済安定の基盤としての地方自治体の財源問題 —地方交付税のフライペーパー効果とその実証分析—	2004 年 4 月
34	岡部光明 藤井 恵	日本企業のガバナンス構造と経営効率性 —実証研究—	2004 年 4 月
35	須子善彦 國領二郎 村井 純	知人関係を用いたプライバシー保護型マッチング システムの研究	2004 年 4 月
36	渡部厚志	「移動の村」での生活史：「人間の安全」としての 移動研究試論	2004 年 4 月
37	巖 網林	自然資本の運用による環境保全と社会発展のための フレームワークの構築—チンハイ・チベット高原を 事例として—	2004 年 4 月
38	榊原清則	知的メンテナンス・システムの構築をめざす アメリカの産学官連携プロジェクト	2004 年 5 月
39	白井早由里 唐 成	中国の人民元の切り上げについて —切り上げ効果の検証と政策提言—	2004 年 5 月
40	草野 厚 岡本岳大	対中国 ODA に関するメディア報道の分析 —新聞報道の比較を中心に—	2004 年 5 月
41	草野 厚 近藤 匡	政策決定過程におけるマスメディアの機能 —イージス艦派遣をめぐる議論における新聞報道 の影響—	2004 年 5 月
42	草野 厚 古川園智樹 水谷玲子	視聴率の代替可能性—メディア検証機構に焦点を 当てて—	2004 年 5 月
43	中川祥子	「信頼の提供」に基づいた NPO と行政のパートナー シップ・モデルの提示	2004 年 5 月
44	安西祐一郎	ヒューマンセキュリティへの総合政策学アプローチ	2004 年 5 月
45	小倉 都	日本における再生医療ビジネスの課題とベンチャー 企業の取り組み—ジャパン・ティッシュ・エンジニア リングの事例分析について—	2004 年 7 月
46	伴 英美子	高齢者介護施設における従業員のバーンアウトに	2004 年 7 月

47	伊藤裕一	「開かれた政策協調手法」の発展とその評価 — EU 雇用政策分野における取組みを中心に—	2004 年 7 月
48	Hideki Kaji Kenichi Ishibashi Yumiko Usui	Human Security of the Mega-cities in East and South-East Asia	July 2004
49	Takashi Terada	Thorny Progress in the Institutionalization of ASEAN+3: Deficient China–Japan Leadership and the ASEAN Divide for Regional Governance	July 2004
50	Sayuri Shirai	Recent Trends in External Debt Management Practices, Global Governance, and the Nature of Economic Crises —In Search of Sustainable Economic Development Policies—	September 2004
51	Sayuri Shirai	Japan, the IMF and Global Governance —Inter-Disciplinary Approach to Human Security and Development—	September 2004
52	Sarunya Benjakul	Equity of Health Care Utilization by the Elderly Population in Thailand during the Periods of the Economic Bubble and after the Economic Crisis: Human Security and Health Policy Options	September 2004
53	中林啓修	先進国の治安政策と「人間の安全保障」 — EU 司法・内務政策を巡る考察—	2004 年 9 月

「総合政策学ワーキングペーパー」投稿要領

2004 年 6 月 21 日改訂

1. (シリーズの目的) 当ワーキングペーパーシリーズは、文部科学省 21 世紀 COE プログラム「日本・アジアにおける総合政策学先導拠点——ヒューマンセキュリティの基盤的研究を通して」の趣旨に沿って行われた研究成果をタイミングよく一般に公開するとともに、それに対して幅広くコメントを求め、議論を深めていくことにあります。このため編集委員会は、同プログラム事業推進担当者 30 名（以下 COE 推進メンバーという。当 COE ウェブページに氏名を掲載）またはその共同研究者等（下記の 4 を参照）による積極的な投稿を期待しています。なお、主として研究論文を集録する当シリーズとは別に、専ら研究資料を集録するために「総合政策学研究資料シリーズ (Research material series)」を 2004 年 6 月に新たに創設しました。当 COE の研究領域や研究内容等はウェブページ（本稿末尾）をご参照ください。

2. (集録論文の性格) シリーズに集録する論文は、原則として日本語、英語、または中国語で書かれた論文とします。集録対象は、未発表論文だけでなく、学会報告済み論文、投稿予定論文、研究の中間報告的な論文、当 COE 主催ワークショップ等における報告論文、シリーズの趣旨に合致する既発表論文（リプリント）など、様々な段階のものを想定していますが、性格的には原則として研究論文といえるものとします。集録論文のテーマは比較的広く設定しますが、上記趣旨に鑑み、原則として総合政策学ないしその方法論、あるいはヒューマンセキュリティに関連するものとします。このため、論文主題、論文副題、あるいは論文概要のいずれかにおいて原則として「総合政策学」または「ヒューマンセキュリティ」という用語のいずれか（または両方）が入っていることを当シリーズ採録の条件とします。

3. (投稿の方法) 投稿は、論文の文書ファイル（図表等が含まれる場合はそれらも含めて一つのファイルにしたもの）を電子メールによって下記にあてて送信してください。文書ファイルは、原則として MS-Word または LaTeX で書かれたものとします。後者による場合には、既刊ワーキングペーパーの様式に準じて作成していただき、そのまま印刷できる様式のもの（camera-ready manuscript）をご提出ください。なお、投稿の締切り期限は特に設けず、随時受け付けます。

4. (投稿資格) 当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員は直接投稿できるものとしますが、それ以外の共同研究者あるいは当 COE リサーチアシスタント等は必ず当 COE 推進メンバーを経由して投稿してください。この場合、経由者となる COE 推進メンバーは、論文の内容や形式等を十分に点検するとともに必要な修正を行い、責任が持てる論文にしたうえで提出してください。投稿論文は共同研究者として修士課程学生や学部学生を含む共著論文であってもかまいません（ただし学部学生は第一著者にはなれません）。いずれの場合でも、投稿論文の著者（複数著者の場合はそのうち少なくとも 1 名）は博士課程在籍中の学生またはそれ以上の研究歴を持つ研究者（当 COE 推進メンバーおよび慶應義塾大学湘南藤沢キャンパスの専任教員はこれに含まれる）であることを条件とします。

5. (論文査読の有無) シリーズの趣旨に鑑み、一般の学術専門誌のような論文査読は行わず、できるだけ幅広く集録してゆく方針です。ただし、シリーズの趣旨に合致する論文とはいいがたいと編集委員会が判断する場合には、編集委員会は、1) 当該論文の採録を見送る、2) 掲載するうえで必要な改訂（体裁その他の点）を著者をお願いする、3) 当シリーズではなく「総合政策学研究資料シリーズ」への採録に回す、などの対応をとることがあります。編集委員会が投稿原稿を受理した場合、通常 10 日以内に必要改訂の有無を執筆者に電子メールで直接ご連絡します。なお、集録が決定した場合、鮮明な印刷原紙作成のために図表等の原データ（例えば Photoshop EPS など）の提出をお願いする場合があります。

6. (投稿料・原稿執筆料) 投稿料は不要です。一方、原稿執筆料は支払われません。集録論文の著者には当

該ワーキングペーパーを原則として 40 部進呈いたします（それ以上の場合も十分対応できますので申し出て下さい）。

7. (著作権) ワーキングペーパーの著作権は、当該論文の執筆者に帰属します。

8. (公開方法) 本シリーズに含まれる論文は、編集委員会が統一的な様式に変換したうえで冊子体に印刷して公開します（既刊論文をご参照。なお提出原稿にカラー図表等が含まれていても構いませんが、それらは冊子印刷に際しては全てモノクロとなります）。またウェブ上においても、原則としてすべての論文を PDF ファイル形式でダウンロード可能な状態で掲載し、公開します。

9. (原稿執筆要領) 提出原稿の作成にあたっては、次の点に留意してください。

1) A4 判、横書き、各ページ 1 列組み（2 列組みは不可）。

2) 活字サイズは、日本語または中国語の場合 10.5 ～ 11 ポイント、英語の場合 11～12 ポイントとする。1 ページあたりの分量は、日本語または中国語の場合 1 ページ 40 字 30 行、英語の場合 1 ページ 30 行をそれぞれ目安とする。（これら 3 つの言語以外の言語による場合は適宜読み替える。以下同様。）

3) タイトルページ（1 枚目）には、論題、著者名、著者の所属と肩書き（大学院生に場合には修士課程在学中か博士課程在学中かを明記のこと）、著者の電子メールアドレスのほか、必要に応じて論文の性格（学会発表の経緯など）や謝辞を記載。「COE の研究成果である」といえる場合には必ずその旨を記載する。なお、日本語論文の場合は、論題（メインタイトルおよびサブタイトル）ならびに著者名の英語表示もページ下方に適宜記載する（当該論文には印刷しないが、英文ワーキングペーパー末尾に付ける既刊一覧表で必要となるため）。

4) その次のページ（2 枚目）には、論題、著者名、概要、キーワード（4-6 つ程度）を記載。概要は必須とし、一つの段落で記載する。その長さは 7-12 行（日本語論文または中国語論文の場合は 250 字 -400 字程度、英文論文の場合は 150 語程度）を目安とし、単に論文の構成を記述するのではなく分析手法や主な結論など内容面での要約も必ず記述する。なお、中国語論文の場合の概要は、中国語に加え、英語または日本語でも付けること。

5) 本文は、その次のページ（3 枚目）から始める。

6) タイトルページを第 1 ページとし、論文全体に通しページ（下方中央）を付ける。

7) 注は、論文全体として通し番号をつけ、該当ページの下方に記載する（論文の最後にまとめて記載するのではなく）。

8) 図と表は区別し、それぞれ必ずタイトルをつける。またそれぞれ通し番号をつける。それぞれの挿入箇所を明示する（図表自体は論文末尾に一括添付する）か、あるいは本文中に直接はめ込むか、いずれでもよい。

9) 引用文献は、本文の最後にまとめて記載する。その場合、日本語文献、外国語文献の順。日本語文献は「あいうえお」順、外国語文献は「アルファベット」順。

10) 文献リストには、引用した文献のみを記載し、引用しなかった文献は記載しない。

11) 論文の長さは、特に制約を設けないが、研究論文として最も一般的な長さと考えられるもの（本文が 15-30 ページ程度）を目安とする。

10. (投稿要領の改訂) 投稿要領の最新時点のものは、随時、当 COE のウェブページに掲載します。

論文の投稿先： coe2-wp@sfc.keio.ac.jp

論文冊子の入手その他： coe2-sec@sfc.keio.ac.jp

論文の PDF 版 (COE ウェブページ)： <http://coe21-policy.sfc.keio.ac.jp/>

ワーキングペーパーシリーズ編集委員： 岡部光明（編集幹事）、梅垣理郎、駒井正晶